

広島県告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林を指定する。

平成二十二年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

尾道市原田町小原字高畑一七一から一七一五まで、宇鳥ヶ丸一七四四から一七四八まで、宇渡之上二五九二、二五九三、甲二五九四、二五九五から二五九七まで、二六〇三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。）